

## 第 25 次東京都消費生活対策審議会第 2 回総会における主な意見

### 1 学校教育における消費者教育の推進

○学校での消費者教育は大変重要と考える。ただ学校の授業時間数や先生の多忙化が非常に問題となっている負担を考慮しつつ、教員向けの資料、生徒向けのパンフレットなどの充実をお願いしたい。(とや委員)

○表層的な消費者教育の捉え方ではなく本質的な捉え方をして持続可能な社会に向かっていく、そういう教育を若い人にしていくというのはごもつともであり、若い人たちも持続可能な社会に自分たちがどのようにすれば貢献できるのかということに参加したいという意欲を持っている。どのような金融の仕組みが今社会を動かしているかという金融リテラシーをつけていくということ、デジタルライゼーションのいろんな情報を得る機会がある中できちんと若い人に伝えることができれば、表層的でない消費者教育が進められると思う。(上村委員)

○若者がマルチやマルチまがいにはひっかかるのは、きっかけとしては儲け話にのるという基本的な金融管理に関する知識や教育が足りないということだと思う。(原田委員)

○都内の学校は数が多く、学校の先生が講座ができればいいが、外部の活用(消費者団体、弁護士等各関係団体)で進めていくことも考えるのがいいと思う。(阿部委員)

○出前講座などのオファーがあってからの行動ではなく、これをやっていきましょうとこちらから行動できる仕組み、消費者教育コーディネーターの設置などという形で連携できていくと多角的に進められる。(阿部委員)

○教育人材の育成が重要で、現在教職にある方へのサポートのみでなく今後教員となる方、教員を目指す方に対する消費者教育の充実を、公民科や家庭科などの免許取得の課程でしっかり消費者教育を徹底していくことが次の世代の消費者教育に必要である。教材の充実では、国の「社会への扉」はよくできており、これを活用することがいいのではないかと思う。(坂倉委員)

○消費者教育を行う場として家庭での役割も非常に重要であり、保護者に対する消費者教育、啓発もあわせてやっていくべきと思う(小浦委員)

○消費者行政が進めようとしている消費者教育が学校現場になかなか入っていかない。教育庁を中心として教育現場がどう捉えてどう推進していくのかにかかっていると思う。両者の分断を埋めようような消費者教育コーディネーターの配置、教育行政、学校現場がよくわかっている人がこの中に入ってもらい消費者教育を広めていくという展開が今後非常に重要。2022年施行になったときの高3(今の中2)、

中学校にどれだけアプローチしていけるのか非常に重要な課題。(柿野委員)

○学校及び家庭ということで、小中学校での取組が重要と思う。高校に行かない若者もいる中で中学校までの段階で一通りの措置は必要である。高校では、PTA や消費者団体などの地域での取り組めるところへの都の協力、支援が必要と思っている。(木村委員)

○高校生だけでなく家庭にも発信する。PTA、父兄懇談会などでこういう問題に対してこういう責任が伴うということを学校から保護者に働きかける、成年になる変化を適切に伝えることが必要。(越山委員)

## 2 注意喚起・情報発信

○消費者教育だけでなく、インターネット、情報リテラシーも大切である。(とや委員)

○被害に遭った人がどうしたらよいか検索するのにホームページは有効だが、普及啓発には SNS や YouTube へ広告を出すことが有効だと思う。(とや委員)

○SNS での情報発信は有効だと思うが一方通行的な感じがしている。若い人がハッシュタグとかつけて見に来るといような双方向的なものもそろそろ必要なのではないか。(原田委員)

○若い人は Twitter をよくやっているので、ハッシュタグの取組は有効なのではないか。懸賞の応募でハッシュタグをつけて拡散してくれたら商品が当たるというようなラジオの取組もあるので、ハッシュタグをうまく使うといいのではないか。(米川委員)

○地道に教育をやっていくしかないが、被害にあった人がなぜ被害にあってしまったのか、被害者側のセグメント、教訓、ヒントはないか。(井上委員)

○今、NHK テレビで高齢者向けだが「こんな消費者被害に注意」という番組を毎日やっている。若者にも伝わるのは、紙媒体でなくテレビなのではないか。テレビで注意喚起を促すのはどうか。若者事態がみてなくても家族が見ていれば家庭で会話も弾むのでは。(大北委員)

## 3 区市町村支援

○区市町村の相談—区市町村に聞くと若者の相談も増えていて、これから若者にどういう教育をしているといいかと前向きに考えている。協議会設置は区市町村にはハードルが高いと思うので、その前に自分の自治体でできる消費者教育のツール(親子向けの企画等)を都で作って利用したいという声もある。区市町村のネットワークも使って消費者教育が広がるといい。(小浦委員)

## 4 その他

○トラブルを防止することということには、消費者教育の推進と同様に、被害にあってしまった人がどこで相談できるか、どのようにできるか相談窓口の整備も必要であるので配慮いただきたい。(越山委員)

○消費者トラブルに遭わないための消費者教育を小中高校生向けに行うことは非常に大事だが、エシカル消費、倫理的消費と関わるかもしれないが、そもそも消費というものがどういうものかと広範囲に教育するという事も考えられる。本質的な消費を行う時に考慮しなくてはいけないものをきちんと子供たちが理解することによって、おかしい話に気が付くのではないかと思う。教育というものの対象をどの程度広いものに考えているのかあまり限定的に捉えられると問題ではないかと思う。(福島委員)

○一度悪質商法にひっかかってしまうと抜け出すことが大変で若い人は精神的にも不安定な部分もあるので、「防止する取組」をしてほしいと思う。インターネットの契約に係る同意書とかとてもわかりにくく消費者の不利益になる可能性のある部分はわかりやすく表示するように規制することや、消費者に不利な契約は結べないなどの規制も必要だと思う。(とや委員)

○規制や運用での意見になるが、マルチとマルチまがいが若者に多いということは、規制のあり方自体に問題があって特徴的にでてくるのではないかと思う。教育は大事だが、運用や解釈でカバーできる規制面でも検討いただけるとありがたい。(石戸谷委員)

○自分が持っている大切なお金をどのように使うかということをしっかり考える、自分の持っているお金の影響をしっかり考えることがエシカル消費である。教員の方も持続可能な社会を担う人をつくるためにエシカル消費は非常に重要であると思う方も増えている。消費の本質的なところを伝えていくということもエシカル消費を伝えていくときに担っていかななくてはいけないと思う。(末吉委員)